

ダイヤモンドエアサービス株式会社安全報告書（2007年度）

本報告書は、航空法第111条の6ならびにこれに基づく航空法施行規則第221条の5及び第221条の6に基づいて作成いたしました。

1 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項

（規則第221条の6第1号）

（1）社是

ダイヤモンドエアサービス(株)は三菱重工業グループの一員として、「社是」に従い、自らの役割と責任を自覚して行動します。

「社是」

1. お客様を第一とし、プロとしてサービスを提供する。
1. 飛行安全を至上の命題とし、自ら研鑽に励むと共に、チームとして相い協力し技術の進歩に努める。
1. 清新の気持で、新たな事業機会の創出に努力し、社業の発展に努める。

（2）行動指針

ダイヤモンドエアサービス(株)のすべての役員・従業員は「社是」及び「飛行安全の理念」に従い行動します。

「飛行安全の理念」

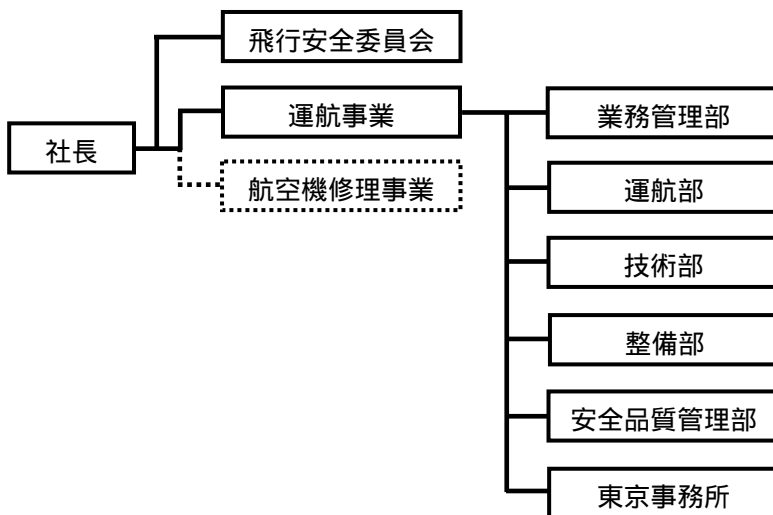
1. 飛行安全は、一人一人が責務を果すことで達成される。
2. 有らん限りの知識と経験を活用して、飛行安全を脅かす要因を事前に排除する。
3. 規律を遵守し、疑わしきは作業を停止する勇気を持つことを誇りとする。

2 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

(規則第221条の6第2号)

(1) 安全確保に関する組織及び人員に関する情報

ア 全体及び安全確保に関する組織の組織図



イ 各組織の機能・役割の概要

飛行安全委員会：運航事業担当役員を委員長とした社長直属の「飛行安全委員会」を設置し、航空安全情報の共有、飛行安全に関わる事項に対する対策処置の決定を行い、安全に事業を推進する体制となっています。

運航部：航空機乗組員、運航管理担当で構成され7名がおります。

整備部門：技術部、整備部、安全品質管理部で構成され26名がおります。

ウ 航空機乗組員、客室乗務員及び整備従事者の数

航空機乗組員：5名

整備従事者：15名

エ 運航管理者の数及び整備従事者のうち有資格者の数

運航管理担当者：7名（内5名航空機乗組員と兼務）

有資格整備士：5名

(2) 日常運航の支援体制

ア 航空機乗組員、客室乗務員、整備従事者及び運航管理者に係る定期訓練及び審査の内容

「運航規程審査要領（空航第58号）」、「整備規程審査要領（空機第73号）」及び「航空機運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領（空航第69号、空機第68号）」により定められています。これらの規程については、国土交通省航空局ホームページをご覧ください。

イ 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

「調整会、確認会及び飛行前後のブリーフィング」

弊社は航空機使用事業が主体の会社です。航空機使用事業においては、お客様のニーズに安全にお応えできるように、まず飛行に先立ちお客様と弊社担当者による調整会を設け、お客様のご要望の理解、問題点の洗い出し及びその対策を検討します。続いて確認会において是正結果を確認することにより、問題点の事前解消に努め、その後の関係者全員出席によるマスブリーフィングを通じて情報の共有化を図っています。更に毎回、飛行の前後に搭乗者全員（お客様を含む）運航管理担当者及び整備員参加によるブリーフィングを実施し、情報共有の徹底と飛行結果に基づくフィードバックに努めています。

「不具合事項等対処要領」

飛行において不具合が発生した場合や他社の運航情報を入手した場合は、「不具合事項等対処要領」に従って、原因究明及び再発防止策を検討し、関係者への周知徹底を図る体制となっています。

ウ 安全に関する社内啓発活動等の取り組み

社長直属の飛行安全委員会を毎月開催し、安全確保に関する討論を実施しています。

また、毎年11月5日に三菱重工業の「安全誓いの日」に合わせ、弊社も安全の誓いを新たなものにしています。

(3) 使用している航空機に関する情報

機種	機数	座席数	年間平均飛行時間	導入時期	機齢
BE200T	1	6	133	2007年	27
MU-300	1	7	212	1997年	26
G1159	1	9	156	1995年	34

3 法第111条の4の規定に基づく報告に関する事項

(規則第221条の6第3号)

法第111条の4に規定する「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」(事故、重大インシデント及びその他の安全上のトラブル)の発生状況

幸いなことに該当する事例はありませんでした。

4 安全を確保するために講じた措置、講じようとした措置に関する事項

(規則第221条の6第4号)

(1) 航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置
幸い該当する事態はありませんでした。

(2) 国から受けた事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分又は行政指導を受けた場合、これに関して講じた措置又は講じようとする措置
該当しません。

(3) (1)及び(2)以外に安全性向上のために講じた措置及び講じようとする措置
ア 飛行安全委員会、地上安全衛生委員会及び内部監査の活動により不具合要因の早期発見に努めています。

イ 操縦士及び整備士を海外の教育機関に派遣し、技量維持及び識見の向上のため訓練を進めています。

ウ 「JIS Q 9100 品質マネジメントシステムー航空宇宙」の第3者認証の取得を目標に、全社が一丸となって準備し、現在、外部審査機関による審査が進行中です。

(4) 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取り組みの実施状況等総括的な評価
2007年度については、航空事故、重大インシデントの発生は無く、無事故飛行を継続することができました。

(5) 安全報告書の対象事業年度における安全目標

ダイヤモンドエアサービス㈱は、今後とも「社是」および「飛行安全の理念」に基づき、安全活動を積極的に実施し、無事故の継続に万全を期します。

以上